

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県知事より通知があったので，次のとおり公表する。

平成30年10月9日

茨城県監査委員	細谷典幸
同	伊沢勝徳
同	深谷一広
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 茨城県常陸大宮保健所	監査実施年月日 平成 30 年 3 月 14 日
○監査の結果 庁舎清掃等事業委託において、内部チェック体制が十分に機能せず、支出負担行為決議や契約決議の手続きを経ることなく支払いを行い、長期間（2年）に渡り適当な措置を講じていなかったこと、さらに、価格競争させることが可能であるにもかかわらず、一者随意契約により行われていたことは適切でない。	
○措置状況 指摘を受けた事項については、今後このようなことがないように、次長等監督者が職員の業務処理について、「業務執行管理表」を作成し、より厳密な進行管理を行うとともに、他の職員との相互検証を徹底するなど事務のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めることとした。 また、茨城県財務規則に沿った事務処理を徹底するため、総務担当職員に対し注意喚起を行うとともに財務会計の研修会に参加させた。	

(注意事項)

監査対象機関名 茨城県立中央看護専門学校	監査実施年月日 平成 30 年 3 月 9 日
○監査の結果 学生寮エアコン設置工事に関して、工事請負費とすべきところ修繕費で執行したこと、また、指名競争入札に際し指名した業者について建設業の許可のない業者を選定したこと、さらに、取得したエアコンについて備品登録を行っていなかったことは適切でない。	
○措置状況 支出及び財産事務に関する法令等への意識向上と組織内部のチェック体制強化を図るため、平成 30 年 3 月 20 日、茨城県財務規則その他関係諸法令について、担当職員及び決裁権者の勉強会を実施した。 今後は、同様の事例の再発防止のため、法令要件適合性に関するチェックリストを作成し、事務処理に遺漏のないよう徹底するとともに、複数職員による相互チェックをこれまで以上に徹底し、適正な事務の執行に努めていく。	